

平成28年1月から、マイナンバーは社会保障、税、災害対策の
行政手続きで利用します。

- ・年金、雇用保険、医療保険の手続き、生活保護や福祉の給付、確定申告などの税の手続きなど、法律で定められた事務に限って、マイナンバーが利用されます。
- ・民間事業者でも、社会保障、源泉徴収事務など法律で定められた範囲に限り、マイナンバーを取扱います。

法律で定められた目的以外で、マイナンバーを利用したり、
他人に提供したりすることはできません。

- ・他人のマイナンバーを不正に入手したり、正当な理由なく提出したりすると、処罰されることがあります。
- ・マイナンバーと結びついた個人情報を保護するため、さまざまな対策を講じます。

転入や婚姻など住所や氏名が変更される届出時には、
通知カードをお持ちください。

- ・転入や転居、婚姻や離婚などで「通知カード」に記載された住所、氏名が変更されたときには、変更事項を追記します。通知カードをお持ちください。



マイナンバーは一生使うものです。
大切にしてください。



- ・「通知カード」は、役場など行政機関での手続きや勤務先へのマイナンバーの提供時に使用します。大切に保管してください。

今後のスケジュール

- 平成27年10月～ ●マイナンバーの通知を、住民票の住所へ送付開始
- 平成28年 1月～ ●社会保障・税・災害対策の手続きで、マイナンバーの利用が開始
 - 申請者に、個人番号カードを交付
- 平成29年 1月～ ●国の行政機関の間で、情報連携を開始
- 平成29年 7月～ ●地方公共団体等も含めた情報連携を開始

マイナンバー
コールセンター



0570-20-0178

(全国共通ナビダイヤル)

平日 午前9時30分～午後5時30分
(土日祝日・年末年始を除く)

※ナビダイヤルは通話料がかかります。

※外国語対応：☎0570・20・0291